

小矢部市新庁舎整備実施設計

令和 8(2026) 年 9 月

目次

1.	計画コンセプト
2.	計画概要
3.	防災計画
4.	構造計画
5.	配置計画
6.	立面計画
7.	平面計画
8.	環境配慮計画
9.	事業スケジュール・段階整備計画
10.	概算事業費

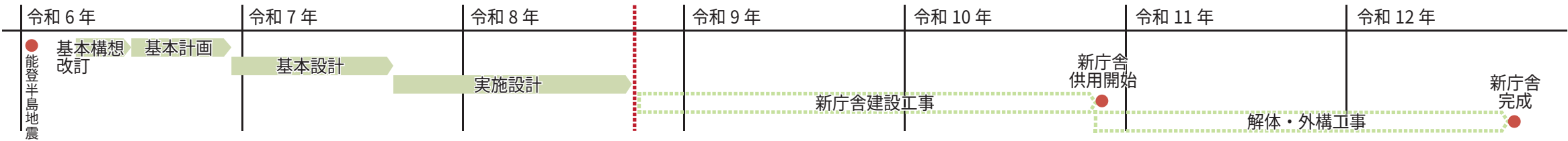
1. 計画コンセプト



基本理念
小矢部市の「人・歴史・まち」が繋がり、安心して暮らせる災害対策拠点施設としての市庁舎

(1)これまでの経緯

- 令和元年 12 月 基本構想策定
- 令和 6 年 元日 能登半島地震により本庁舎被災
- 令和 6 年 3 月 基本構想改訂
- 令和 6 年 12 月 基本計画策定
- 令和 7 年 8 月 基本設計策定、実施設計着手



(2)基本方針に沿った主な実施設計内容

基本方針 1
小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設
～様々な災害に対応可能な安全・安心な庁舎～
①地震及び水害などの自然災害に備えた、安全・安心な庁舎とします。
②大地震でも建物被害を最小限に抑える免震構造を採用します。
③災害発生後のライフラインの途絶に備え、非常自家発電設備、受水槽及び非常用汚水槽などを設置し、事業継続を可能にする庁舎とします。
④災害対策拠点への迅速な機能転換が図れる平面計画や、災害対応応援スタッフの活動スペースなどを確保します。

基本方針 2
小矢部市の行政サービスの拠点施設
～市民に親しまれ、使いやすい庁舎～
①総合保健福祉センターの福祉部門 3 課の窓口業務を新庁舎に集約し、市民課を含めた窓口サービスをワンフロア化します。
②相談室を各所に配置し、相談機能の充実を図ります。
③市民の利用頻度が高い諸室(食堂、傍聴席、会議室など)は、利便性を考慮し、正面玄関近くのエレベーター、階段及びトイレ側に配置します。
④眺望が楽しめるよう最上階の 4 階には、食堂や展望テラスを配置します。
⑤富山県産の木材を使用し、ぬくもりがある親しみやすい庁舎とします。

基本方針 3
小矢部市のまちづくりの拠点施設
～「人と人」「人とまち」「まちとまち」が繋がる庁舎～
①現地で建て替える新庁舎は、都市機能が集約されたエリアの中心であることから、賑わい拠点として再興し、まちの回遊性を高めます。
②単調な外壁面による前面道路への圧迫感を軽減するため、部分的に建物の外壁面を後退させ、町家の景観に調和した外観とします。
③大正から昭和にかけて市の主要産業であった煉瓦を外構などに使用し、その歴史を伝承します。
④解体する現庁舎は、名誉市民である大谷米太郎氏から多額の寄付を受け建設したものであることから、その郷土愛を後世に伝承するため、銅像を移設し説明板を設置します。

基本方針 4
執務環境に優れた行政運営の拠点施設
～機能的で効率的な執務空間が整備された庁舎～
①部局を横断した連携が図れるよう、執務室は、各フロア毎にひとまとまりとします。
②職員席は、将来の組織改編やフリーアドレス化を見据え、ユニバーサルレイアウトとします。
③共用部と執務室の間には、明確なセキュリティラインとなる窓口カウンターを配置し、執務室内の情報管理を徹底します。
④執務室のバックスペースには、ミーティングスペース、集中作業スペース及び休憩スペースなどを配置します。

基本方針 5
環境にやさしいゼロカーボンライフ実現拠点施設
～省エネ・創エネに対応した環境共生型庁舎～
①建物の断熱性能を高め、高効率な設備機器などにより、省エネルギー化を推進し、ZEB Ready を達成します。
②小矢部の気候風土に適した自然エネルギー(風、水、地中熱)を活用します。
③屋上に太陽光発電パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用します。
④現庁舎の地下躯体を雨水貯留槽として再利用するなど、既存ストックを活用します。

2. 計画概要

(1)建設地概要

所在地	富山県小矢部市本町 1 番 1 号
敷地面積	6,436.23 m ²
用途地域	近隣商業地域
防火地域等	指定なし
地域・地区等	指定なし
建蔽率	80%
容積率	300%
日影規制	なし

(2)建物概要

主要用途	庁舎
規模	地上 4 階
構造形式	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	20.58m
建築面積	新庁舎棟：1,780.33 m ² 、キャビ [※] ：353.67 m ² 、車庫棟：127.37 m ²
延床面積	新庁舎棟：6,293.91 m ² 、キャビ [※] ：139.95 m ² 、車庫棟：127.37 m ²
駐車台数	114 台
駐輪台数	25 台

(3)位置図



3. 防災計画

(1)災害対策拠点としての機能強化

- ①災害直後から災害対策拠点としての機能を維持するため、業務継続可能な建物構造とします。
- ②市長室と同じフロアにある会議室を災害対策本部員室及び災害対策本部事務局室へ機能を変更し、3 階フロア全体を災害対策の拠点とします。
- ③4 階の委員会室は、災害対応応援スタッフの活動・休憩スペースとします。議場についても、必要に応じて同スペースとして利活用します。
- ④駐車場は、緊急車両や災害対応応援スタッフの車両が十分に駐車できる広さを確保します。
- ⑤1 階多目的スペースは、災害情報の発信や、罹災証明の臨時窓口などへ機能変更します。

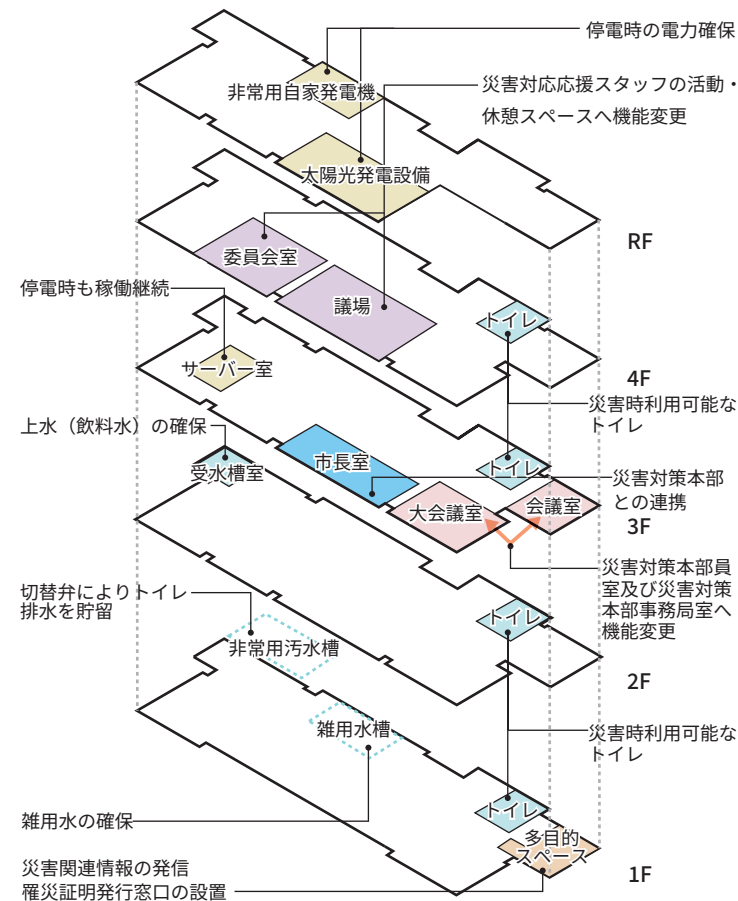
(2)BCP（事業継続計画）

- ①災害時の対策活動を維持するため、非常用自家発電機による電源や通信網の維持、飲料水の備蓄、排水施設の設置等により、ライフラインを確保します。
- ②平時から、電気とLPガスを併用し、エネルギーを分散することで、災害時のエネルギー供給の途絶に備えます。

発災		3日
電源	非常用自家発電機	未復旧時は、燃料(軽油・LPガス) 補給や、給水車・汲み取りによる対応
照明	同上	
空調	非常用自家発電機及びLPガス	
換気	非常用自家発電機及び自然換気	
上水 (飲用水)	受水槽	
雑用水	雑用水槽	
汚水	非常用汚水槽	

(3)災害対策拠点機能

災害時には、下図のとおり機能変更及び機能維持を図り、災害対策拠点としての業務を継続します。また、水害対策として、電気設備及びサーバー等の重要機器は、上階に配置します。

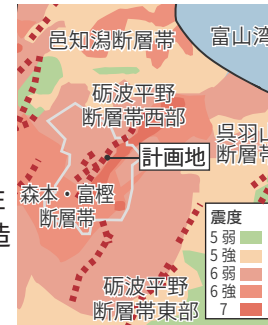


4. 構造計画

(1)想定される地震リスクへの備え

計画地は、石動断層を含む砺波平野断層帯及び邑知潟断層帯が周辺にあり、震度7の地震リスクを抱えています。

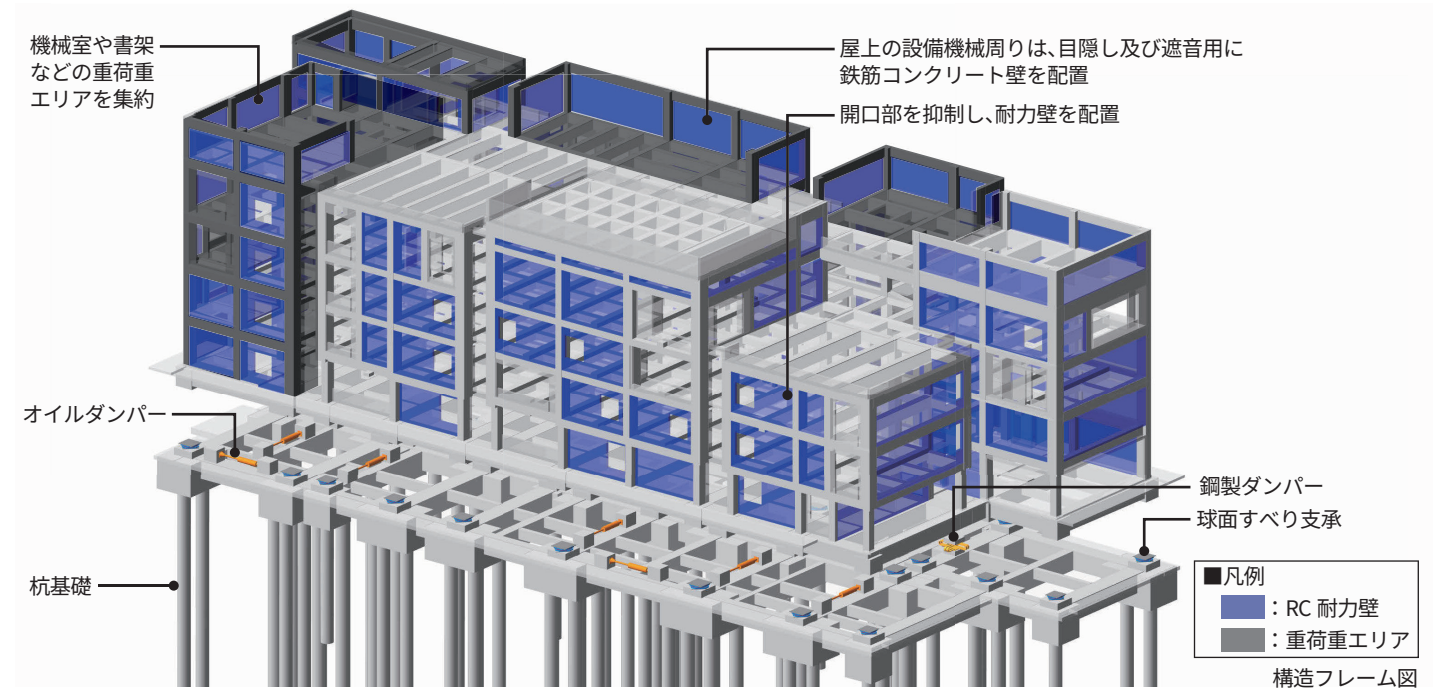
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」により、新庁舎の耐震安全性分類は、「構造体：Ⅰ類」、「建築非構造部材：Ａ類」、「建築設備：甲類」とします。



震源となる断層帯	マグニチュード	市内の最大震度	発生リスクの相対的評価
砺波平野断層帯西部 (石動断層を含む)	M7.2	震度 7	A (やや高い)
砺波平野断層帯東部	M7.0	震度 6 弱	S (高い)
邑知潟断層帯	M7.6	震度 7	A (やや高い)
呉羽山断層帯	M7.4	震度 6 強	S (高い)
森本・富樫断層帯	M7.2	震度 6 強	S (高い)

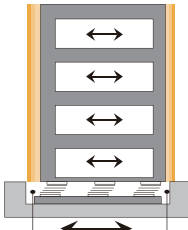
(2)構造種別

鉄骨造と比べ、耐久性、防振性、断熱性、気密性、遮音性及び経済性に優れ、安定した工期で計画性が良い、「鉄筋コンクリート造」を採用します。耐力壁をバランスよく配置し、架構全体の剛性を高めます。



(3)安全・安心な免震構造

新庁舎は、大地震に対しても建物の揺れを抑え、構造体の損傷及び仕器の転倒等を防ぐことができる、基礎免震構造を採用します。

免震構造		
建物の損傷	ほとんどない	 クリアランス (可動空間)
建物周囲	十分なクリアランス確保	
設備計画	可とう継手を設置	
維持管理	免震装置の点検 (定期、臨時) 必要	

(4)適切な免震装置配置

建設地周辺の活断層地震に対し、十分な免震性能を確保できるように免震装置を適切な組合せで配置します。

名称	概念図	特徴
球面すべり 支承		地震時にスライダが上下の曲面状のすべり板の間に振り子のよう に移動し、地震エネルギーを吸収 し建物を元の位置に戻します。
鋼製 ダンパー		U 字形の鋼材が繰返し変形して地 震エネルギーを吸収することで、 免震層の変形を制限し減衰させま す。
オイル ダンパー		シリンダー内の油の粘性抵抗によ り地震エネルギーを吸収すること で、免震層の変形を制限し減衰さ せます。

5. 配置計画

(1)配置計画の基本方針

- ①既存庁舎を使いながら建替えができるよう、現在の駐車場敷地に新庁舎を建設します。新庁舎開庁後に、現庁舎を解体し駐車場を整備します。
- ②交通量の多い南東交差点への圧迫感を軽減し、見通しの確保を図るため、建物を後退させ、良好な沿道空間及び東口玄関までのアプローチ動線を確保します。
- ③駐車場の東西に出入口を1か所ずつ設置し、北側には臨時出入口を1か所設置します。
- ④東出入口、西出入口及び北側の臨時出入口の幅員は、車両が円滑に通行できるよう7m以上を確保します。
- ⑤駐車台数は114台(来庁者用80台、庁用車用34台)、駐輪台数は25台(東15台、西10台)を確保します。

(2)動線計画

- ①南側歩道から新庁舎玄関までは、歩行者の通路を確保し、歩車分離した安全な動線とします。
- ②開庁時、来庁者は正面玄関、東口玄関及び西口玄関の3か所から出入りします。閉庁時、来庁者の時間外受付は、西口玄関に限定します。なお、時間外の会合等で来庁者が出入りする場合は、正面玄関を開放し、会議室等の利用が可能です。
- ③正面玄関前の車寄せ、車いす使用者用及び障害者等用の駐車区画には、屋根を設けるとともに、玄関まで段差のない通路とし、建物までアプローチしやすい動線とします。

(3)外構計画

- ①敷地南東角及び南側には階段を設け、イベント時には観覧席のベンチとして利用ができ、建物外でも賑わいを創出します。

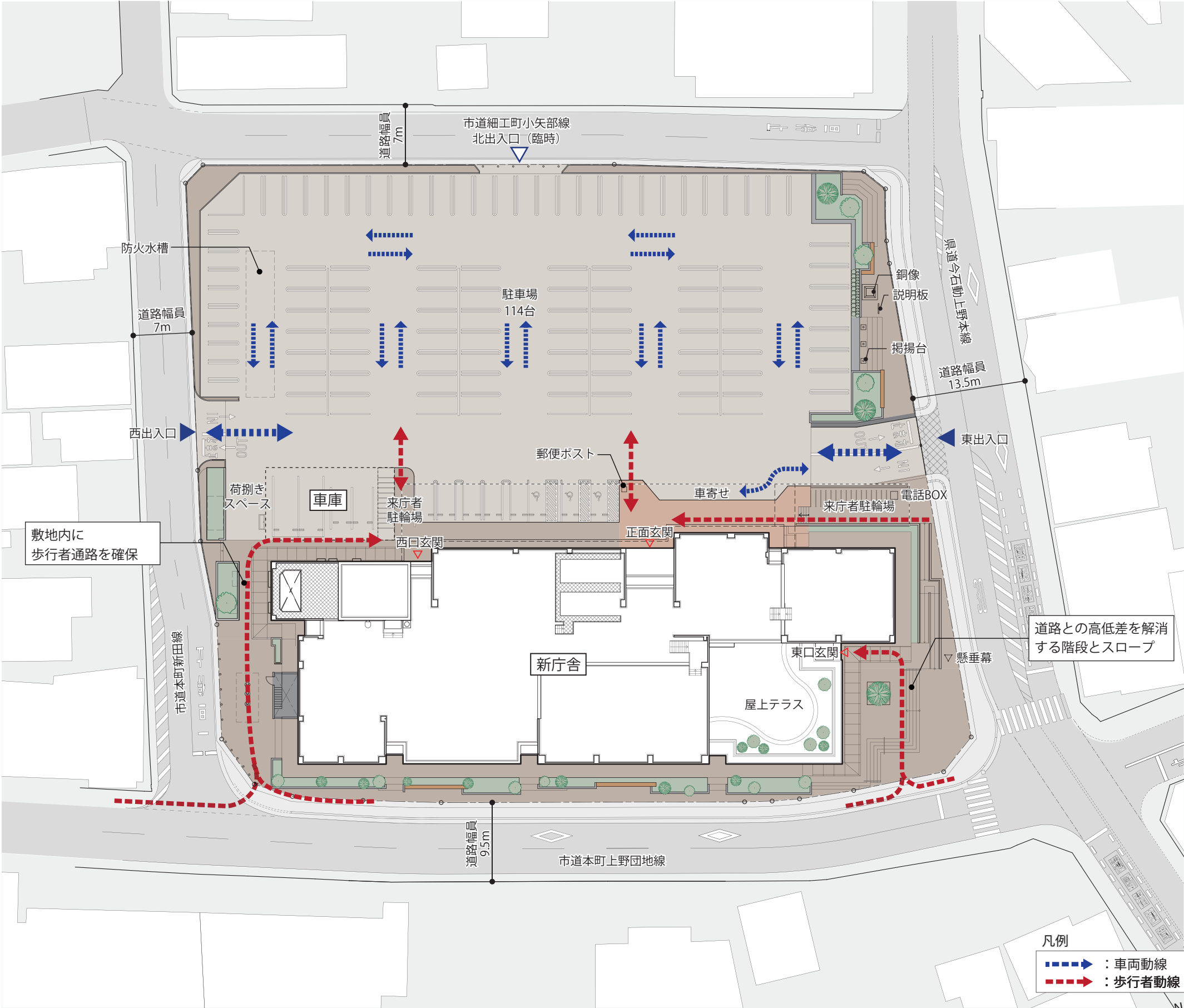


新庁舎前でのイベントイメージ

- ②名誉市民である大谷米太郎氏から多額の寄付を受け、建設した現庁舎を解体するにあたり、その郷土愛を後世に伝承するため、現庁舎敷地東側に大谷米太郎翁像を移設し、説明板を設置します。また銅像周りは、植栽を多く配置するとともに、ベンチを設け、人が集まる癒しの広場とします。



銅像周りの広場イメージ



配置計画図 S=1/500



南正面からのイメージ

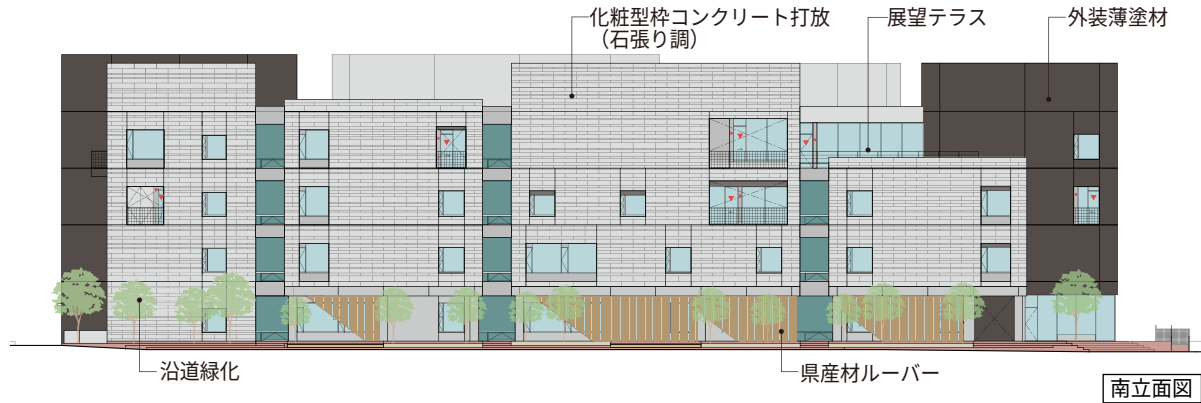
(2)外観デザインの考え方

①外壁仕上

小矢部市の降雨量や積雪に配慮し、外壁は耐久性や耐候性の高いコンクリートの壁に、石張り調の目地を入れ、街並みに馴染む外壁仕上とします。また周辺建物の黒瓦との調和を図り、一部外装薄塗材を使用し、風情との調和を図ります。またかつての石動の主要な産業であった煉瓦を正面玄関ポーチに使用し、小矢部市らしさを演出します。

②県産材を用いたルーバー、軒天

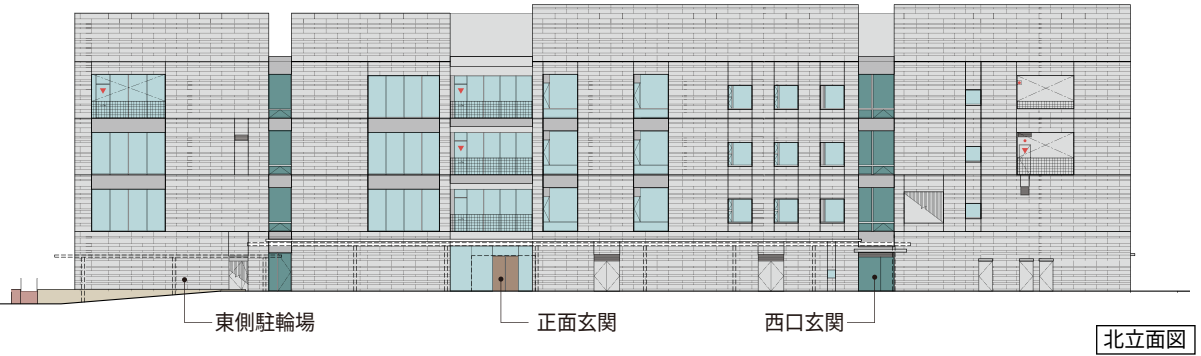
1階の南側には執務室への直射日光の緩和や、目隠しのためにルーバーを設置します。また北側の車寄せのキャノピー、東側のピロティの軒天部分を杉板小幅板目透し張りとする事で、県産材の木材を効果的に用います。市民がよく通る部分に木材を使用することで、暖かく、親しみのある空間となります。



南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

(1)外観コンセプト

①石動の街並みとの調和

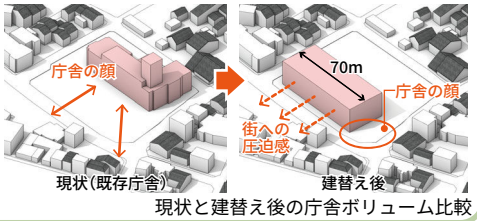
庁舎周辺は、寺院(屋根の大きい建物)や町家(間口が狭く奥行きが長い建物)が建ち並び、大小様々な建物に変化に富む街並みを形成しています。このことから、周囲の建物スケールや街並みの豊かな変化を大切にした外観デザインとします。また、歴史ある風情との調和や沿道緑化による潤いの創出などにより、豊かな景観を形成します。



石動の街並み

②新庁舎の課題

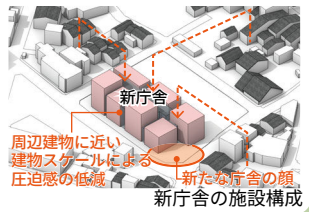
新庁舎は、既存庁舎の南側駐車場に建設されるため、南側道路に面した大きな壁面線を作ります。新庁舎が街並みに圧迫感を与えないよう、単調で大きな壁面を避け、街並みとの調和を図る必要があります。



現状と建替え後の庁舎ボリューム比較

③周囲と調和する施設構成

施設の外観は、長い壁面の分節と高さの変化により、街並みへの圧迫感を低減し、変化のある表情を創ります。新庁舎が、街並みのスケールから大きく逸脱することなく、大小様々な建物で創る豊かな街並みに調和することで、街の魅力に寄り添う小矢部市らしい庁舎となります。



新庁舎の施設構成

③開口部

ガラス面積を減らし、イニシャルコストを低減するとともに、熱負荷によるランニングコストを抑制します。

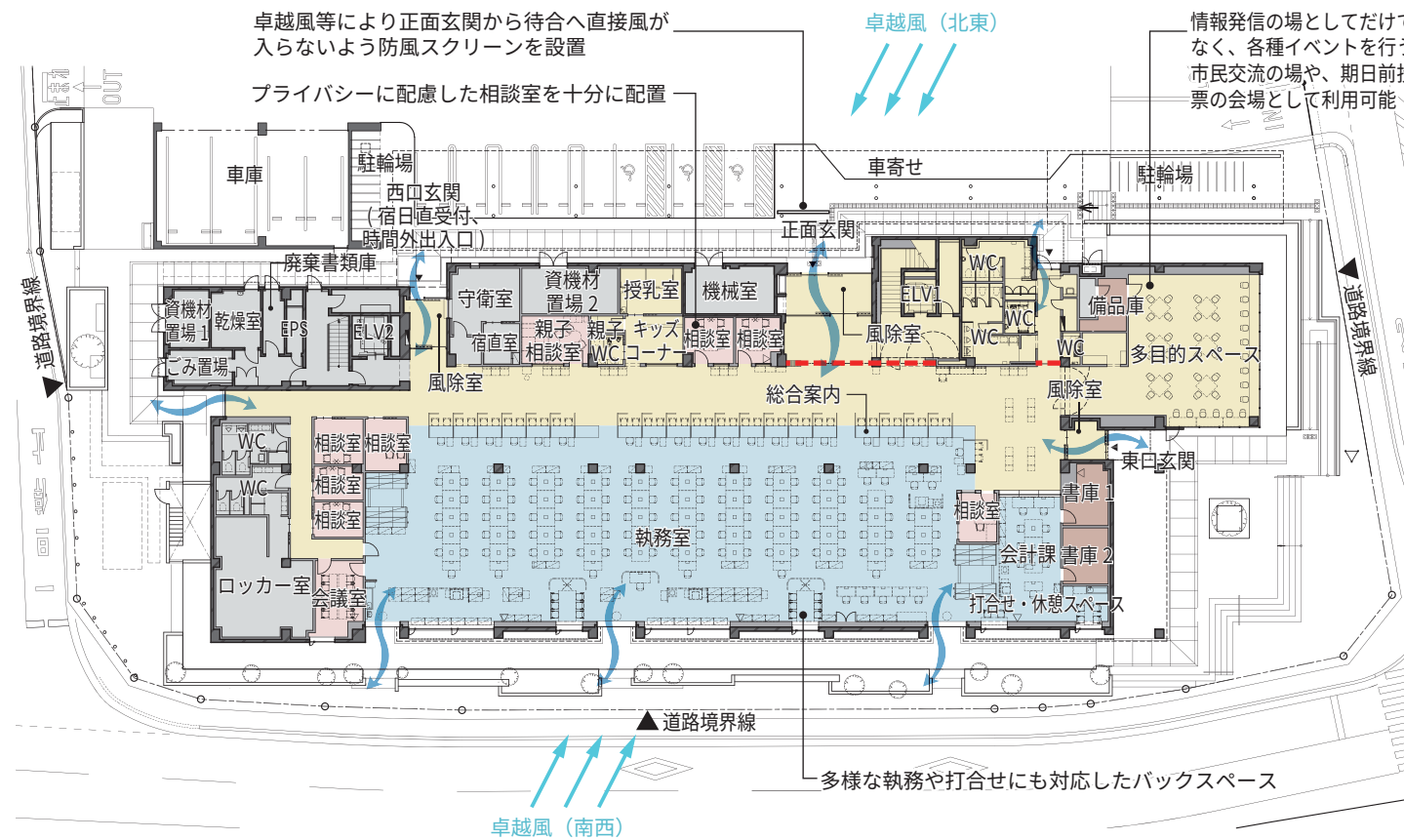
また、建物を分節した接合部分を全面開口とすることで、ボリュームを抑えた建物の輪郭が際立つとともに、より多くの自然採光及び自然通風を確保します。



北東からのイメージ

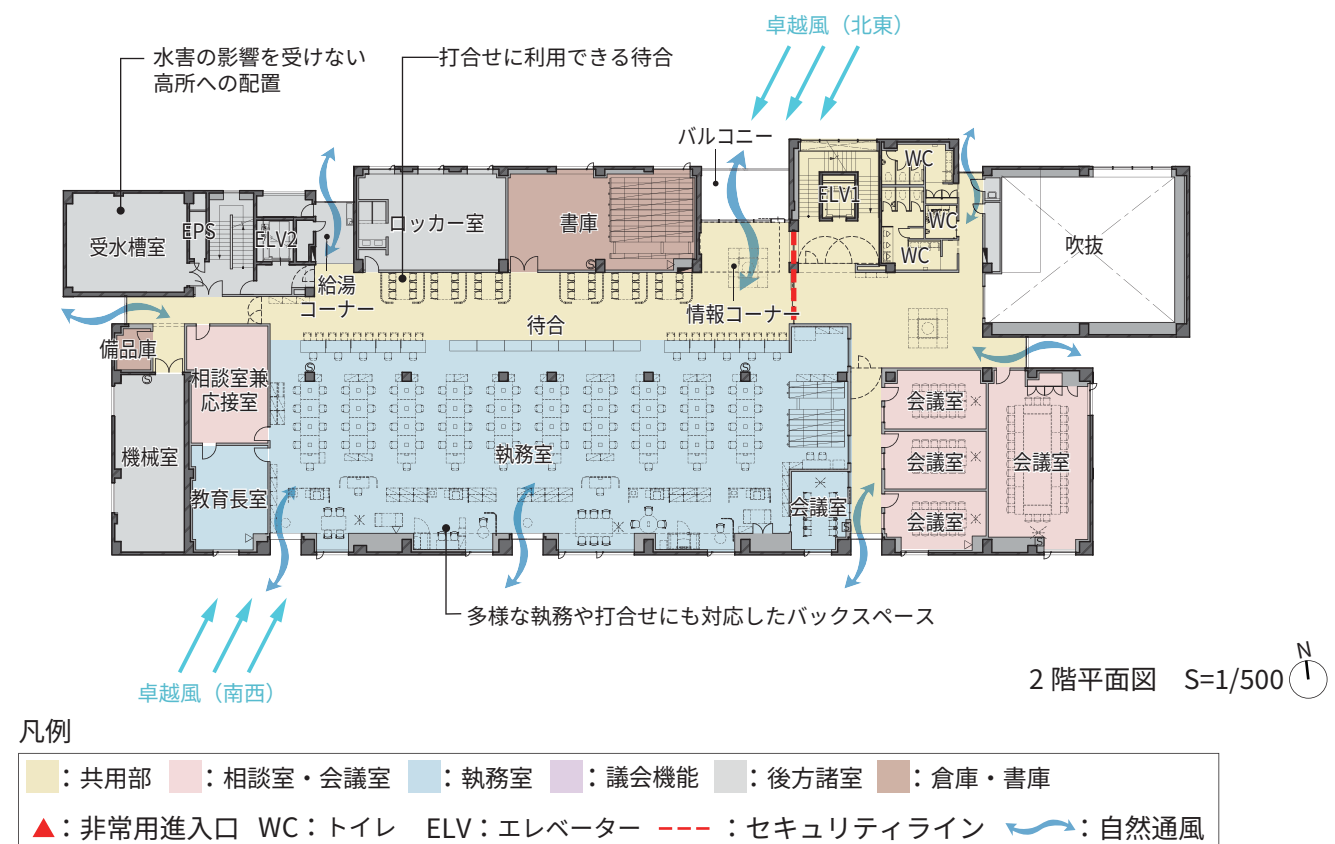
7. 平面計画

1階：民生部（住民異動、福祉等）、総務部（市税）、会計



1 階平面図 S=1/500 

2階：教育委員会事務局、産業建設部、企画政策部（定住支援）



(1)主要窓口のワンフロア化による利便性の向上

- ①現庁舎の窓口機能に加え、総合保健福祉センターの福祉部門３課の窓口業務を新庁舎に移転します。
- ②市民の手続きや相談の多い窓口を１階に集約し、市民サービス向上と業務効率化を図りやすいワンフロア化を導入します。
- ③市民窓口は、短時間で手続きできるハイカウンターや時間をかけた相談をしやすい仕切り板のあるローカウンターなど、多様な市民ニーズに対応できる計画とします。さらに、プライバシーを確保した個室の相談室や、キッズコーナーを併設した親子相談室を設けます。



1 階窓口のイメージ

(2) 効率性と多様性、部局をまたいだ連携を促すワンルームの執務室

- ①執務室は、デスクや収納の配置などを規格化したユニバーサルレイアウトを採用し、面積効率を高めます。また、組織改編による什器移動の負担を軽減するとともに、将来的なフリーアドレス化への対応を可能とします。
- ②各階の執務室はひとまとまりのワンルームとし、部局をまたいだ連携を促します。
- ③執務室のバックスペースには、打ち合わせや集中作業スペース、休憩コーナーなど、多様な働き方に対応できる共用スペースを設けます。



2階執務室のイメージ

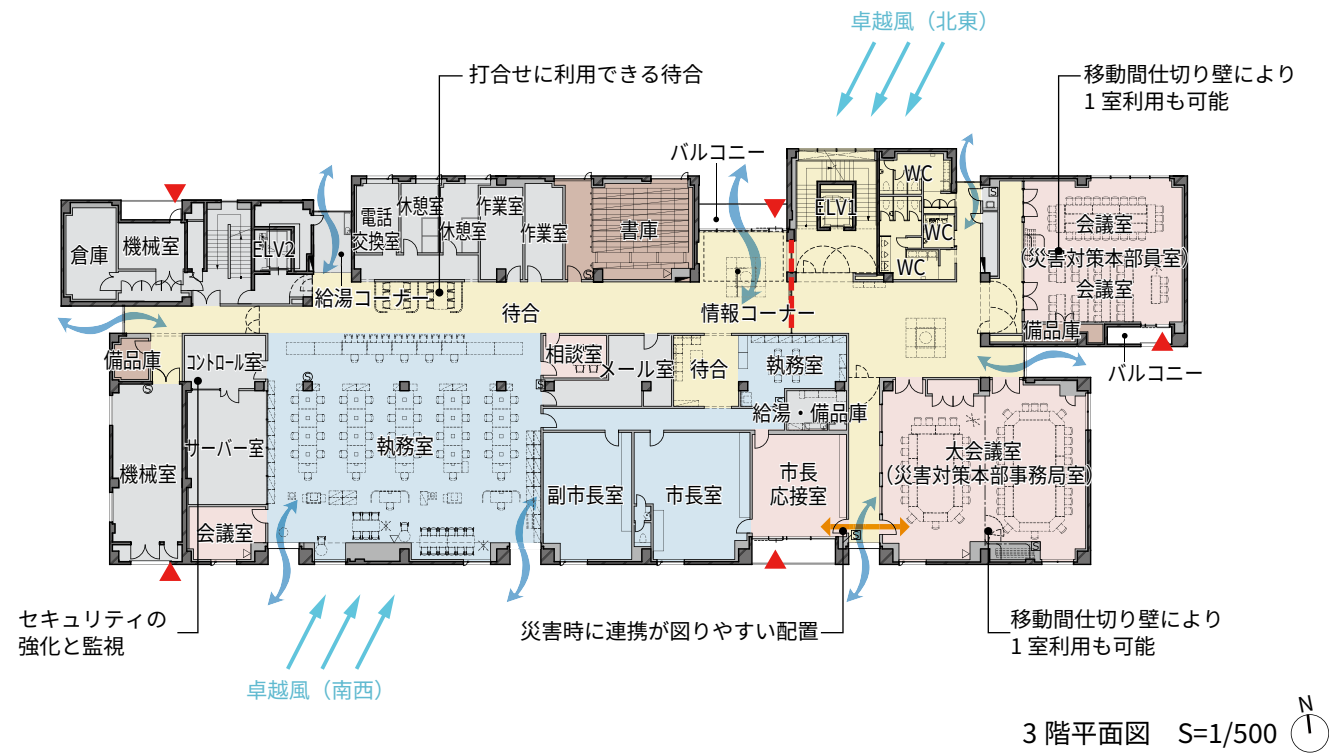
(3)ユニバーサルデザイン

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び富山県民福祉条例を遵守した計画とします。
- ②内装デザインとの調和に配慮するとともに、見やすい大きさや色彩計画、明度差に配慮した計画とします。
- ③子どもや日本語が不慣れな方でも直感的に理解できるようアルファベット、ピクトグラム、絵記号等を用いるほか、外国語の併記など、誰にでもわかりやすい表示とします。
- ④富山県民福祉条例を遵守し、障害者や高齢者など誰にとってもわかりやすいサイン計画とします。



7. 平面計画

3階：企画政策部、総務部



4階：議場、委員会室、議会事務局、監査委員室、食堂



(4)災害対策機能の強化

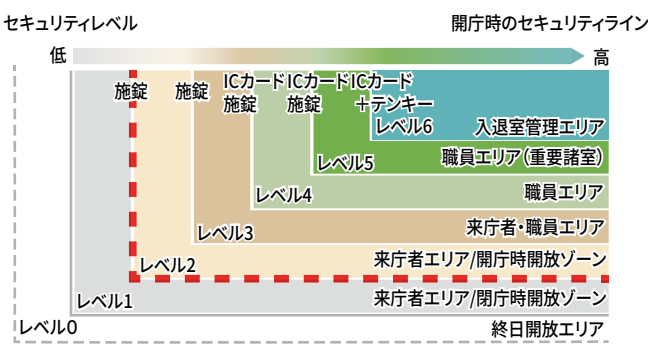
- ①3階には、市長室や災害対策関係課、災害対策本部となる会議室を集約し、災害対策活動従事者が連携しやすい平面計画とします。
- ②議場や委員会室は、災害対応応援スタッフの活動・休憩スペースとして利用します。

(5)職員の福利厚生に配慮した施設計画

- ①執務室内の打合せスペースを職員の休憩に兼用できるよう、窓口から離れたバックスペースに計画します。
- ②西側の職員動線に沿って、ロッカー室を計画します。ロッカー室には、更衣ブースや洗面スペースを設けます。
- ③4階に職員や市民が利用できる食堂を設けます。

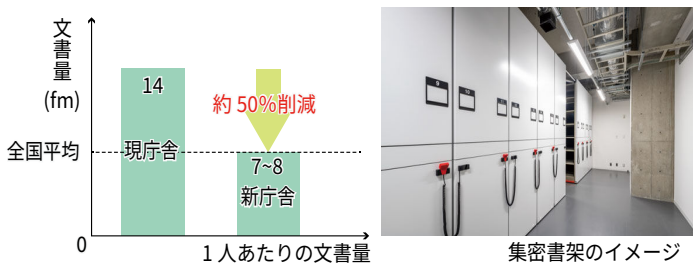
(6)セキュリティ計画

- ①各機能の重要度に応じた適切なセキュリティレベルを設定し、管理区画や施錠方法等の仕様を計画します。
- ②夜間や休日における市民が参加する会議室利用に対応した動線計画とします。
- ③職員の入退室管理や最重要諸室への入室記録など、施設全体を通じたセキュリティを高め、情報漏洩の防止や施設の安全な運用に繋がります。



(7)文書量の削減による効率化

- ①不要となった書類などを整理し、新庁舎の倉庫や収納場所を削減し面積効率を高めます。
- ②DXによるペーパーレス化を推進し、業務効率の向上とともに、市民サービスの向上や機密文書のセキュリティ対策を強化します。また、ペーパーレス化により省資源化に繋げ、地球環境に配慮した働き方を目指します。



(8)議会フロアについて

- ①最上階の4階に議会機能を集約し、施設における独立性を確保します。
- ②議場には一般傍聴席と親子傍聴席を設け、多様な世代の議会への参画を促します。
- ③傍聴ロビーは、稲葉山や砺波平野など小矢部市の良好な景観が望むことができ、傍聴ロビーに面して、議会事務局の窓口を設置します。

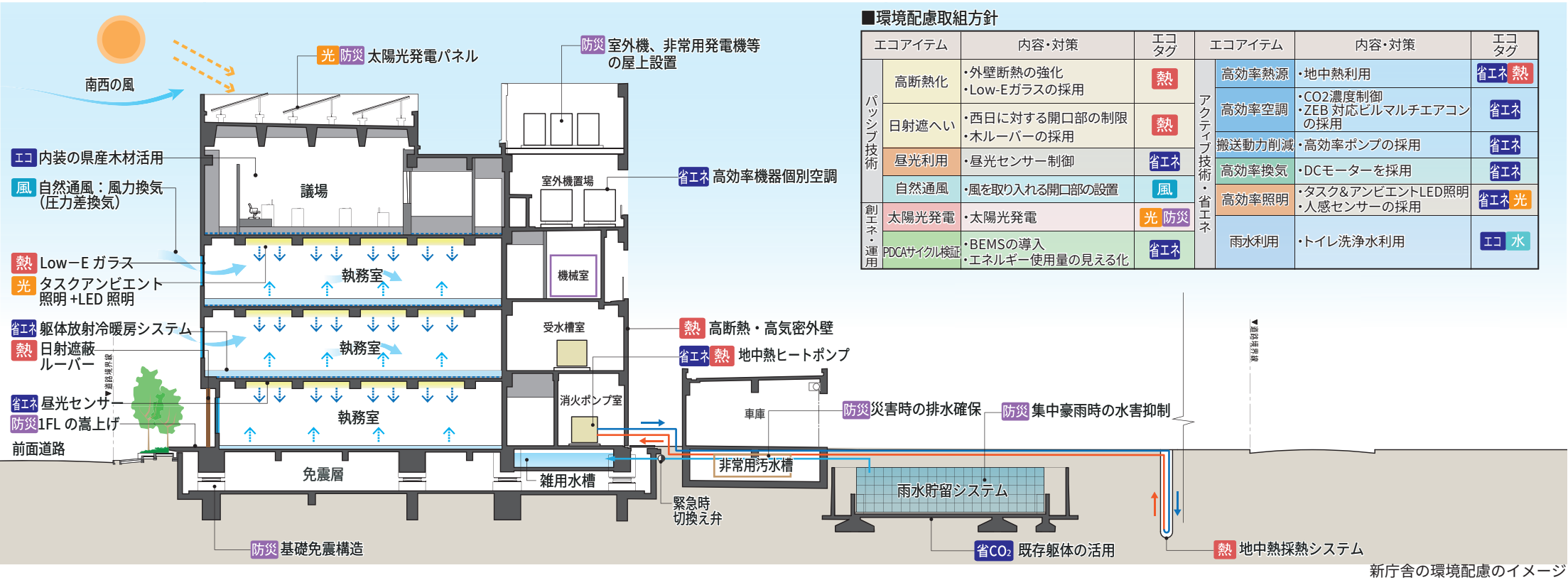


8. 環境配慮計画

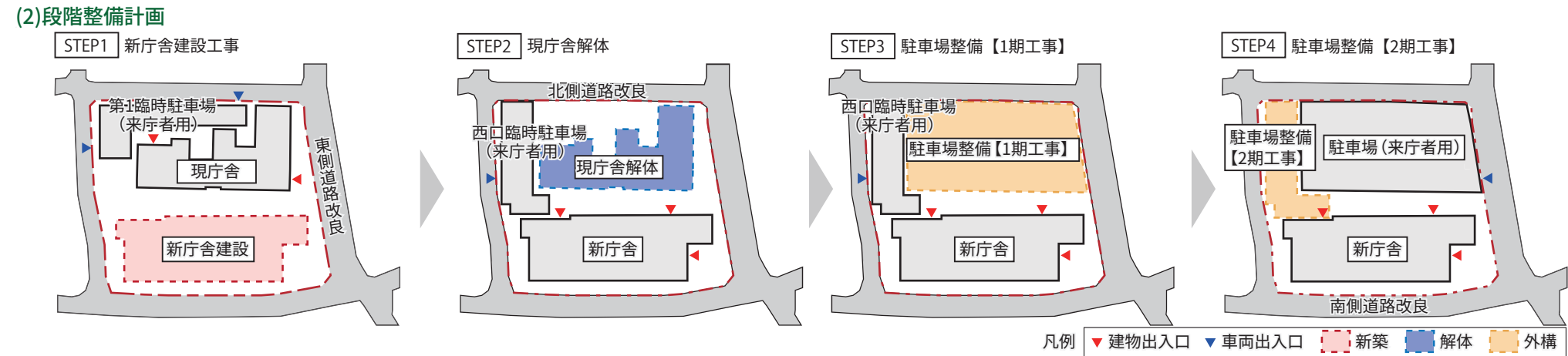
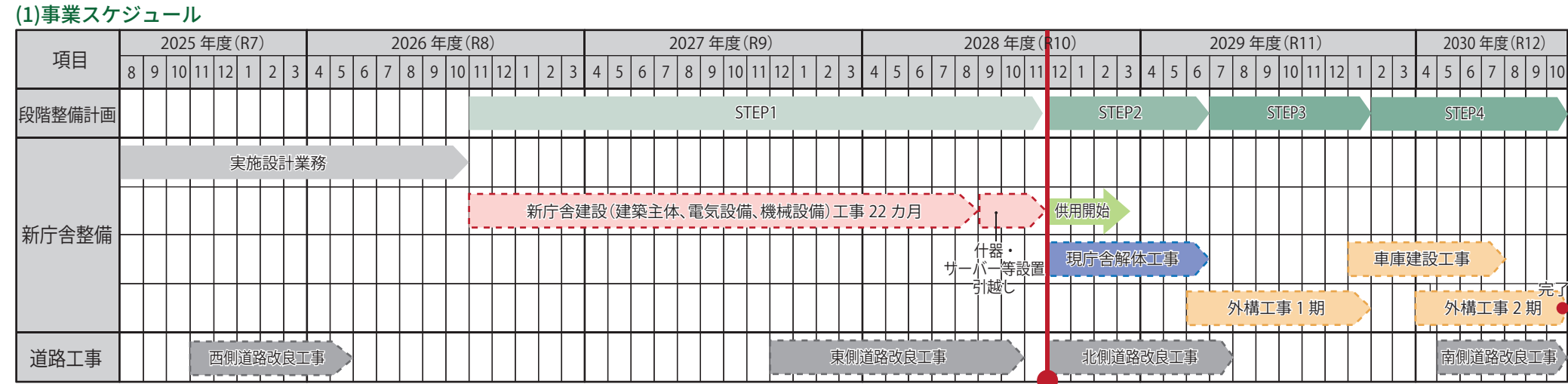
- (1)地域の気候風土に根ざした環境共生型庁舎
- 卓越風(その地域で多い風向の風)に配慮した開口部の計画や、豊富な降雨量を活用した雨水利用など、小矢部市の気候や立地条件に最適な環境共生型庁舎とします。
- (2)環境にやさしい庁舎
- 環境に配慮した様々な技術を導入し、ZEB Ready(消費エネルギー削減 50% 以下)とすることで、二酸化炭素排出量を年間約 194 t (戸建住宅約 60 戸分)削減します。さらに、太陽光発電による創エネやBEMS(ビル・エネルギー管理システム)による運用の最適化により、環境にやさしい庁舎とします。
- (3)高い省エネ性能と快適性の両立
- ①執務室は、消費電力の削減効果が高く、まぶしさを抑えたタスクアンビエント照明を採用します。

②空調方式は、吹き出しによる不快感がなく室内温度のむらが少ない躯体放射冷暖房システムとします。

③省エネ効果が高い自然通風用の開口部を設け、災害時や感染症対策時の換気設備としても活用します。



9.事業スケジュール・段階整備計画



10.概算事業費

(1)概算事業費

免震装置の追加、労務費及び建設資材価格の上昇などにより、基本設計から約 9.7 億円増の約 77.3 億円(表 1 のとおり)となったところですが、既存什器の再利用及び新たな什器の簡素化又は仕様等の見直し、駐車場整備の簡素化及び仕様等の見直しなどにより、事業費の縮減に努めます。

表 1：各項目の概算事業費

項目	事業費
(1) 新庁舎建設工事	65.4
(2) 設計・監理委託	1.0
(3) 解体工事	2.6
(4) 外構工事等	3.8
(5) 什器等備品	4.3
(6) 雑費等	0.2
合計	77.3

(単位：億円)
上記以外にシステム構築等が別途必要となります。

(2)財源計画

上記の概算事業費に対する財源計画については、表 2 のとおり、地方債及び、庁舎整備基金等に対応する計画です。

なお、将来世代との負担公平性の観点から、地方債の借入れを行います。国からの財政支援措置の高い地方債を活用します。

表 2：財源内訳

事業費		77.3
財源内訳	地方債	73.0
	その他(庁舎整備基金等)	4.3

(単位：億円)